

誓 約 書

市光工業健康保険組合
理事長殿

令和 年 月 日

〔甲〕（被害者）
住所

氏名

⑩

〔乙〕（第三者）（運転者）
住所

氏名

⑩

〔丙〕（保証人）（使用者）（車の保有者）
住所

氏名

⑩

損害保険会社（乙・丙の加入保険会社）
所在地

名 称

（担当責任者名

）

（印）

令和 年 月 日（ 時 分頃）発生した交通事故により、貴組合の
（ ）が受けた傷病に対しましては、下記のとおり誓約いたしますので
健康保険の使用を、許可下さるようお願い申し上げます。

記

1. 甲が受けた傷病に対する保険給付について、乙、丙は、甲が乙・丙に有する損害賠償請求権を貴組合が行使（求償）し、且つ 賠償金を収受することに異議がないこと。
2. 甲が受けた傷病に対する保険給付に関する貴組合の乙・丙に対する求償について、乙・丙は、乙・丙の責任の範囲以内において乙・丙自身にてその求償に応じること。
3. 乙・丙は、求償額に対する支払い方法については、貴組合の指示に従うこと。
4. 甲は、症状固定（治癒）の場合、固定（治癒）年月日を必ず貴組合に連絡すること。
なお、症状固定年月日を決める場合には、必ず事前に貴組合に相談すること。
5. 甲は、自賠責保険会社に対し被害者請求をする場合、および甲契約の人身傷害補償保険会社が自賠責保険に対し代位請求する場合は、必ず事前に貴組合に申し出ること。
ならびに貴組合による自賠責保険への請求に際し、貴組合から必要な添付書類等の提出を求められた場合には、遅滞なく提出すること。
6. 甲は、乙・丙との間に示談を行う場合は、必ず事前に示談を行う旨の連絡をし、乙・丙に、貴組合の乙・丙に対する求償金額を説明して示談の対象とすること、および貴組合に対してその内容を申し出てその了解を得ること。
7. 乙・丙は、甲に損害賠償金を支払った場合は、その支払年月日・内容・金額等について漏れなく且つ遅滞なく貴組合に申し出ること。
8. 甲は、乙または丙との間に訴えを起す際には、遅滞なく貴組合に申し出ること。
および、経過についても遅滞なく貴組合に報告すること。
9. 上記を遵守しなかった場合、甲は、健康保険による保険給付を中止されてもやむを得ないこと。
およびこれにより貴組合が被った損害を賠償すること。

以 上